

# コーポレート・ガバナンス

東京エレクトロングループは、経営のグローバル化がすすむ中、すべてのステークホルダーにとっての企業価値の向上を重視した経営を推進するため、コーポレート・ガバナンスの強化が重要と考えています。当社グループは最適で実効性の高いガバナンス体制の構築に努め、内部統制システムおよびリスク管理システムの整備・強化を推進しています。

## コーポレート・ガバナンス

東京エレクトロンは、①経営の透明性と健全性の確保、②迅速な意思決定と事業の効率的執行、③タイムリーかつ適切な情報開示という三つの基本方針のもと、最適で実効性の高いガバナンス体制の構築に努めています。

## コーポレート・ガバナンス体制

当社は会社法に基づく監査役会設置会社であるとともに、より経営の透明性・客観性を高めるために独自の指名委員会<sup>※1</sup>、報酬委員会<sup>※2</sup>を設置しています。また、執行役員制度を導入し、意思決定の迅速化を図るとともに、2015年には、グローバルな当社グループの戦略の審議機関として主に当社執行役員で構成されるCorporate Senior Staff (CSS) を新たに設置しております。加えて、株主の皆さまに対する経営の透明性が重要であるとの視点に立ち、1999年から事業報告において代表取締役の個別報酬を開示しています。

【第52期報告書：[http://www.tel.co.jp/ir/stocks/asm/document/52\\_02.pdf](http://www.tel.co.jp/ir/stocks/asm/document/52_02.pdf)】

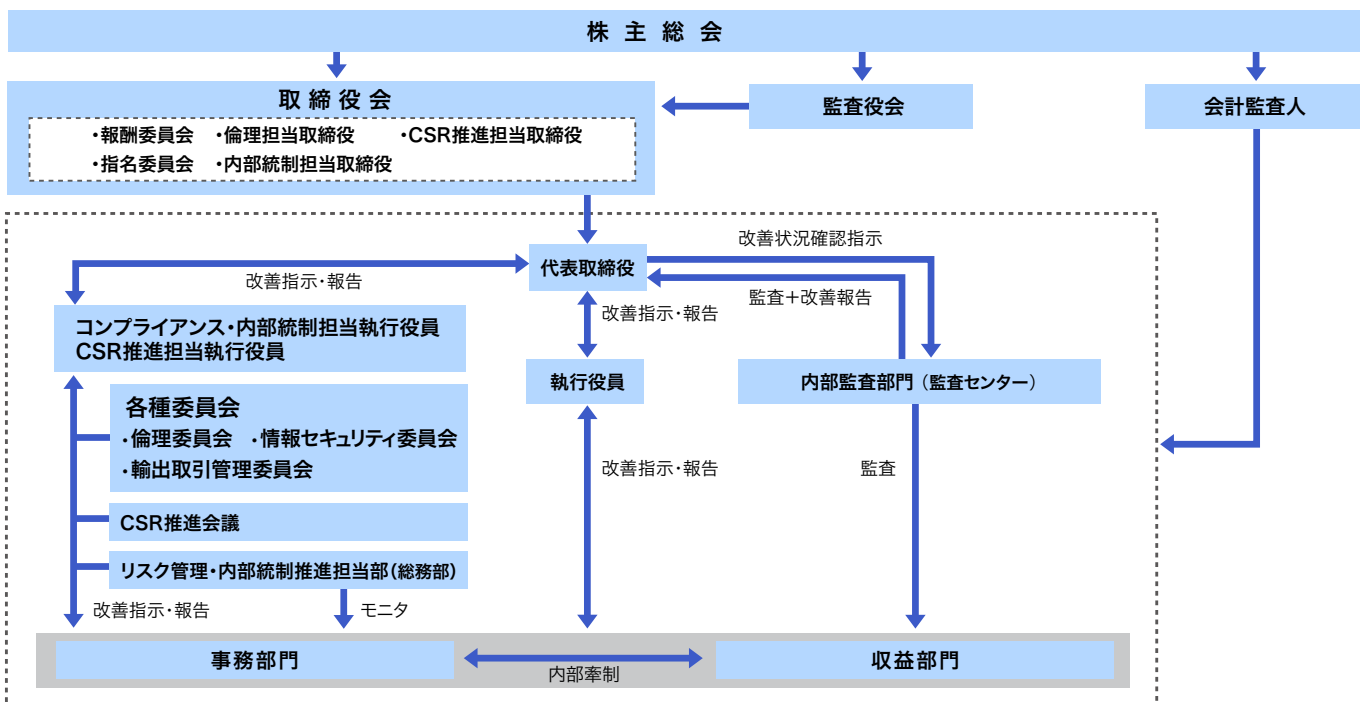
- ※1 指名委員会：取締役候補および最高経営責任者候補を指名し、取締役会に提案する。
- ※2 報酬委員会：役員報酬の制度および代表取締役の報酬案を作成し、取締役会に提案する。

## 役員報酬

当社は、業績や株主価値との連動性を高めるとともに、企業競争力強化および経営の透明性向上につなげることを目的とした役員報酬制度を採用しています。

1. 取締役の報酬は、月額固定報酬と年次業績連動報酬から構成されます。
2. 取締役の業績連動報酬制度につきましては、企業価値・株主価値向上に対する要素をより明確に報酬に連動させるため、評価指標として業績連動指標である連結当期純利益と連結自己資本当期純利益率「ROE」の達成度を加味することとし、当期の重点経営目標指標、特殊な損益および考慮すべき特殊要因等がある場合は必要な調整を行います。業績連動報酬は原則として現金賞与と株式報酬で構成され、その割合は概ね1対1としています。また、業績連動報酬額は年間固定報酬額の5倍を上限としています。株式報酬につきましては、「権利行使価額を1株につき1円に設定した新株予約権」を付与することとし、3年間の権利行使制限期間を設定しています。
3. 年次業績連動報酬において、社外取締役は株式報酬の支給対象外です。
4. 監査役の報酬は、監査役の経営に対する独立性に鑑み、月額固定報酬のみとしています。
5. 役員退職慰労金制度は、役員報酬体系の見直しに伴い、2006年3月期以降廃止しました。

コーポレート・ガバナンス体制、内部統制システムおよびリスク管理体制の模式図 (2015年4月時点)



## 取締役会

取締役会は、取締役13名(うち社外取締役2名)で構成されています(2015年7月時点)。経営環境の変化に迅速に対応し、経営責任をより一層明確に示す体制とするため、当社の取締役の任期は1年としています。市場環境や技術動向の変化の激しい業界の中で、経営の健全性や適正性を確保・維持していくためには、専門的知識や業界における経験を有する者による経営が極めて重要との考えに基づき、社内取締役を中心とする取締役会構成としていますが、取締役会の意思決定の有効性を客観的に確保する観点から社外取締役を招聘しています。

## 監査役会

監査役会は、監査役5名(うち社外監査役3名)で構成されています(2015年7月時点)。監査役は取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査するとともに、監査方針、監査役間の職務分担等を監査役会で決定し、当社グループの業務執行状況の調査等を実施することにより、実効性ある監査に取り組んでいます。

## 内部統制・リスク管理

当社グループの企業価値向上のために、またすべてのステークホルダーに対して責任のある行動をとるために、実効性のある内部統制の強化に取り組んでいます。当社取締役会で定めた「東京エレクトロングループにおける内部統制基本方針」に基づく実践的活動を行うとともに、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制」への対応を実施しています。2015年5月には、会社法および会社法施行規則の改正を受け、「東京エレクトロングループにおける内部統制基本方針」の改訂を行い、企業集団としての内部統制の強化と監査役の監査体制整備の具体化・充実化を図っています。

## リスク管理体制

当社グループ全体の内部統制・リスク管理体制をより実効的に強化していくため、コンプライアンス・内部統制担当執行役員のもと、当社総務部内にリスク管理・内部統制推進の専任組織を設置しています。この組織では、当社グループを取り巻くリスクの分析を行い、洗い出された重要なリスクについて担当部門におけるセルフアセスメントを実施するなど、必要な施策を推進してリスクの管理・低減に努めるとともに、リスク管理活動の状況を定期的に監査役および取締役会に報告しています。

## 内部監査部門における監査

当社グループ全体の内部監査部門として、監査センターを置いています。監査センターは、当社グループの国内・海外拠点において業務監査、コンプライアンス監査、システム監査を実施し、内部統制システムが有効に機能しているか評価を行い、必要に応じて現場への業務改善の支援を行っています。

## 事業継続マネジメント

当社グループでは、2012年以降、本社における大規模な地震に対応した事業継続計画(BCP)を再構築し、各工場・各拠点においては災害時における早期復旧、代替生産に向けた対策を見直すなどBCPの構築を進めています。

また当社グループ全体においても、地震を想定したBCP訓練の実施や災害時用の食料や飲料水、救急用品などの防災用品を常備するなど、災害時を想定した対策を徹底しています。

## 情報セキュリティの管理

情報資産の適切な管理と安全かつ有効な活用のため、「TELグループ情報セキュリティポリシー」や「技術・営業情報管理規程」のもと、情報漏えいを未然に防ぐ体制を構築しています。

グループ内における技術・営業情報管理を強化するため、適宜運用ルールの見直しを行い、国内グループ会社全役員・社員に対するウェブ教育を定期的実施しています。これらの施策は海外グループ会社にも同様に展開しています。情報セキュリティに関連する規約についても適宜見直しを実施するとともに、規約の周知と遵守徹底を目的とし、海外を含む当社グループ会社の全役員・社員から毎年規約遵守の同意を得ています。

加えて、情報漏えいにつながる事故やそのおそれのある事案(インシデント)に対する報告体制を整備しています。報告内容は、各事案への迅速な対応の他、分析を通じて全社的な取り組みや施策に反映されています。

## 企業倫理・コンプライアンス

ステークホルダーからの「信頼」は事業活動の生命線です。この「信頼」を維持するためには、企業倫理を高めコンプライアンス（法令等遵守）を継続的に実践していくことが欠かせません。「東京エレクトロングループにおける内部統制基本方針」においても、高い倫理観やコンプライアンス意識を持って行動することをグループ会社全役員・社員に求めています。

### 企業倫理の向上

グローバルな事業活動を行うための共通の基準として、1998年に「東京エレクトロングループ倫理基準」を制定しました。また、同年より、倫理担当取締役を任命するとともに、企業倫理を浸透させるための運用機関として倫理委員会を設けています。倫理委員会は、倫理担当取締役、倫理委員長および国内外の主要グループ会社の社長により構成されています。倫理委員会は半期に一度開催され、各社での倫理関連事案を報告するほか、倫理・コンプライアンスの向上のための施策などについて議論しています。

倫理基準は、社会的要求の変化に応じて見直しを実施しています。2015年1月には、国連グローバル・コンパクトの原則10(強要・賄賂等の腐敗防止の取り組み)をふまえて、反腐敗(汚職)に関するステートメントを序文に追加しました。倫理基準とそのQ&Aは日本語・英語・韓国語・中国語で作成され、海外を含むグループ会社全役員・社員がいつでも閲覧できるよう、イントラネット上で開示しています。

【倫理基準 <http://www.tel.co.jp/ir/rinri.htm>】

### コンプライアンス体制

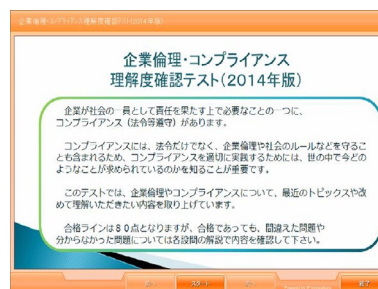
コンプライアンス・内部統制担当執行役員を任命し、当社グループにおけるコンプライアンス意識の向上とさらなる徹底に努めています。また、倫理基準のもと、コンプライアンスに関する基本事項を定めた「コンプライアンス規程」を制定しています。この規程は、当社グループの事業活動に従事する者が、法令・規則、国際的なルールおよび社内ルールを正確に理解し、それらに則した行動を継続的に実践することを目的としています。

### コンプライアンス教育

当社グループ内のeラーニングシステムを活用して、コンプライアンス基礎、輸出コンプライアンスなどの全役員・社員必修のウェブ教育を展開するほか、インサイダー取引など職位や担当業務に応じたウェブ教育も実施しています。

2014年度は、従来実施していたコンプライアンス基礎教育を全面的にリニューアルし、他社の機密情報の取扱いや利益相反行為などの具体的事例を取り込み、改めて国内グループの全役員・社員に対し実施しました。また、2015年3月より、国内グループ会社の全役員・社員を対象に、公正な取引を実践するために欠かせない下請法に関するウェブ教育もスタートしました。

加えて、前年に引き続き2014年度も、海外も含めた全グループ会社の役員・社員を対象とした企業倫理・コンプライアンスに関するテスト形式のウェブ教育を実施しました。これらのテストは今後も毎年継続して実施していきます。



テスト形式のウェブ教育

### 内部通報制度

法令や企業倫理に反する疑いのある行為について、社員が直接情報提供を行う手段として、内部通報制度を運営しています。グループ会社全体の通報窓口として倫理ホットラインとコンプライアンスホットラインを設置するとともに、海外拠点においては拠点ごとの通報窓口も設置しています。いずれの窓口においても、通報者の匿名性を保証するとともに、不利益がないことを約束しています。2014年度において当社事業および地域社会に大きな影響を与えるようなコンプライアンス違反事例はありません。

## CSRへの取り組み

企業として健全な事業慣行により持続的な成長を遂げていくことは、ステークホルダーの皆さまに対し当然の社会的責任であると考えています。そのため、高品質な製品・サービスを提供することはもとより、誠実に公正な企業活動、安全と環境保全の追求、人権や倫理の尊重、危機管理、企業統治、コンプライアンスなどの観点からも高く評価される企業でなければなりません。

東京エレクトロングループは、ステークホルダーの皆さまの声を真摯に受け止め、CSR方針に基づく取り組みを実行しています。

### CSR推進体制



## 2014年度の主な取り組み

2014年度は、CSR推進7部門と担当役員で構成されるCSR推進会議にて、部門ごとの課題について具体的な取り組み指標を設け達成度はかりました。そして、年に2回開催されるこの推進会議とは別に、実務担当者で構成される月次連絡会を発足し、CSR課題についてよりタイムリーで活発な議論を可能にしました。また、EICC®の全社レベルの展開を進めるため、社内セミナーや説明会を外部講師を招いて開催し、約120名のCSR推進関係者が受講しました。



EICC®行動規範の社内説明会

## CSRイニシアチブへの参画

広い視野に立ったCSRの課題に取り組むため、さまざまなイニシアチブに積極的に参画しています。



2013年7月より国連グローバル・コンパクトに加盟しています。国連グローバル・コンパクトが掲げる10原則を支持し、持続可能な社会と企業の共生に取り組んでいます。



2015年6月にEICC®に加盟しました。EICC®はサプライチェーンの労働・安全・環境・倫理とその管理システムにおける行動規範を定めています。

## 東京エレクトロングループCSR方針

### ① 企業活動

東京エレクトロングループは、世界中の顧客に、安全かつ高品質な製品とサービスを提供し、質の高い社会の実現に貢献していきます。

### ② 企業倫理

東京エレクトロングループは、各国の法令や国際的なルールの遵守はもちろんのこと、高い企業倫理に基づいて行動します。公正かつ自由な市場の競争を妨げる一切の行為は行いません。

### ③ 個人の尊重

東京エレクトロングループは個人の人格や個性を尊重します。従業員の多様性を認めるとともに、使命感を共有し、活力ある職場づくりを推進していきます。

### ④ 環境

東京エレクトロングループは地球環境との調和を目指します。自らの環境負荷低減に努めるとともに、環境に配慮した製品を開発・提供し、顧客を通じた環境負荷低減に寄与していきます。

### ⑤ ステークホルダーとのコミュニケーション

東京エレクトロングループは、当社グループに関する情報を公平・公正かつタイムリーに発信するとともに、双方向のコミュニケーションに努め、ステークホルダーの期待に適切に対応していきます。

### ⑥ 社会貢献

東京エレクトロングループは地域社会の発展のため、企業市民活動などの社会貢献活動を国内外で展開していきます。